

第35回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和5年5月9日 午後3時00分～午後4時20分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（1人） 7番 筑井 孝

5、議事・報告

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 玉村町農業委員の選出状況及び
農地利用最適化推進委員の選出について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- 「麦秋の郷」のぼり旗の設置について
- 農業委員報酬（農地利用最適化交付金分）の支払いについて
- 年会費について
- 食育まつりについて【健康福祉課健康管理係】
- 群馬県産うどんについて【㈱TGF】
- 6月委員会総会開催日の変更について → 6月5日（月）に変更

7、農業委員会事務局職員

事務局長 武士 浩之
事務局 村田 顕 ・ 関口尚樹

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第35回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 ：暖かくなり、お米作りの時期になりました。
 また、新型コロナの分類も2類から5類へと移行されました。
 社会の変革の中、地産地消の取り組みについても進めましょう。

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 ：本日の出席委員は15名ですので、総会は設立しております。
 玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
 今回は 9番 設楽 委員 11番 齋藤 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議 長 ：それでは、4番 議事に入ります。
 議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ：【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明】

議 長 ：それでは、議案第1号について審議を行います。
 ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第1号は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議長：続まして議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明】

議長：それでは、議案第2号について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第2号について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第2号は原案のとおり**許可相当**と決定します。

議長：続まして議案第3号 番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明】

議長：それでは、議案第3号 番号1について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きますして議案第3号 番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【番号2 について説明】

議 長 : それでは、議案第3号 番号2について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きますして議案第3号 番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【番号3について説明】

議 長 : それでは、議案第3号 番号3について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第3号 番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【番号4 について説明】

議 長 : それでは、議案第3号 番号4について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして、議案第4号

「玉村町農業委員の選出状況及び農地利用最適化推進委員の選出について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 議案第4号

「玉村町農業委員の選出状況及び農地利用最適化推進委員の選出について」説明いたします。

今年7月に現体制の玉村町農業委員、農地利用最適化推進委員が任期を満了するにあたり、新しい農業委員と農地利用最適化推進員を選出中です。

新しい農業委員につきましては、現在別紙候補者12名を6月に行われる町議会に諮る予定です。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、候補者が別紙の通り4名推薦されておりますので、皆様にご承認いただければと思います。

<利害関係者として、横堀推進委員は退席>

議長：それでは、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(発言なし)

議長：それでは、玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員について、承認することに賛成の方は挙手願います。

<全員賛成>

全員賛成ということで、

議案第4号について、原案のとおり承認することに決定します。

議長：続いて、次第5 報告事項 に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。

内容につきましては、相続で、2件受理しております。

【2件の内容について説明】

以上で報告事項第1号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。1件受理しております。

【1件の内容について説明】

以上で報告事項第2号を終わります。

続きまして報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告いたします。

今月は資料の通り7件の合意解約の通知を受けております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：その他について説明します。

○「麦秋の郷」のぼり旗の設置について

例年通り麦の出来具合に応じて旗の設置をお願い致します。
破れた旗の交換や折れてしまったポール等につきましては、
会議終了後に対応したいと考えております。

○ 農業委員報酬（農地利用最適化交付金分）の支払いについて

令和4年度の最適化活動に応じた最適化交付金は3,255,000円でした。
合計金額を16名の均等で馴染らし、5月末日までに振り込みます。

○ 年会費について

例年、農地利用最適化交付金をお配りした後のこの時期に、報酬をお支払いしている口座より年会費として引落をしてきましたが、JAより今後このような引落対応ができない旨の通知が届いている事から、今年度は来月の総会時に現金で年会費を集金しますのでお願い致します。

○食育まつりについて 玉村産農産物消費拡大事業について

【玉村産農産物消費拡大事業について、健康福祉課健康管理係：杉浦氏から説明】
玉村町産の農産物を取り扱っている飲食店等でシールを配布。
集めた者は「たまたんグッズをもらえます。」

○群馬県産のうどんについて（(株)TGF 小島さんより）

セブンイレブンでは、全ての麺製品の原料を国内産にする事としました。
今後色々と連携していきたいので宜しくお願いします。

○次回の開催日について

年度当初のお知らせでは6月の総会開催は6月2日（金）を予定して

おりましたが、JAの会議と日程が重複した関係で、6月5日（月）へ変更致します。

議長：その他、委員の方から何かありますか。
質問も無いようなので
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。